

大型はかり計量士による代検査料金表

(令和3年4月1日改定)

(一社) 茨城県計量協会

計量器の種類	能力	検査料金(税込み)		料金の適用
		1台目の料金	2台目以降の料金	
電気式はかり	ひょう量 2t 以下	34,600 円	6,900 円	この料金表は、ひょう量 250 kg を超えるはかりの検査について適用します。 「2台目以降の料金」は、同一日、同一場所で検査を行う場合に、ひょう量が最も大きいはかりを1台目とし、それ以外のはかりに適用されます。
手動式はかり	〃 5t 以下	41,500	11,100	
指示はかり	〃 10t 以下	48,500	19,100	
	〃 20t 以下	55,400	27,600	
	〃 30t 以下	63,200	37,500	
	〃 40t 以下	84,100	46,200	
	〃 50t 以下	96,800	60,100	
	〃 60t 以下	123,200	84,400	

《備考》

- 2t 以下のはかりを当方の指定した場所(検査区域内の他の事業所)に持込み受検する場合に限り、検査料金は、割引料金 18,400 円(1台目の検査料金)を適用します。
 ※ 水戸市の計量協会(茨城県計量検定所)へ持込み受検する場合は、1台当たり 6,900 円。
 ※ 持込み受検する場合は、大型トラックや屋根付きトラックによる持込はご遠慮ください。
- 上記の検査料金には、計量法に基づく代検査届出手続きに係る費用を含むものとします。
- 当協会の会員以外の事業所の検査については、上記検査料金に 5,000 円の「協会運営負担金」を加算します。(検査料金の合計額が 30,000 円以下の場合を除く。)
- 休日(土・日曜日、祝日)の検査には、「休日加算額」22,000 円を検査料金に加算します。
- 器差検査は、計量法の規定に基づきひょう量の 3/5 を上限(ひょう量が 10t 以上のはかり)としますが、30t を超える部分の検査を必要とする場合は、仮分銅(鋼材等のおもり)の用意をお願いします。また、用意することができない場合は、別途「分銅運搬に要する費用」の負担をお願いします。
- 検査は、当協会が定める「はかりの検査実施計画表」に基づき、市町村ごとに実施しますが、その検査時期以外に、単独での検査依頼については、「出張料金」を加算します。
 「出張料金」は、検査に係る車の高速料金・燃料費、検査ユニック車等の借上げ費用、検査員の旅費等の実費とします。
- 上記の検査料金等の検査費用につきましては、検査に「合格」否かにかかわらず、請求させていただきますので、ご了承をお願いします。
- 検査において、当方のユニックが使用できない場合は、受検事業所のリフト等により分銅の運搬をお願いします。その際のリフト等の費用につきましては、受検事業所負担となりますのでご了承願います。